

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

小野市長 蓬 萊 務

市町村名 (市町村コード)	小野市 (28218)
地域名 (地域内農業集落名)	大部地区 (高田町)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 5年 11月 29日 (第 3回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ①集落営農の後継者作り：中心経営体である2経営体については後継者が確保できているが、他の農業者は定年退職者が多く、若手農業者が不足している。
- ②離農に伴う農地の売却：独居老人の中には農地を手放そうとしている農業者がおり、町内の農地を町外の農業者が購入・耕作する場合にトラブルが発生する懸念がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

営農組合が窓口となって認定農業者を中心に担い手への農地の集約化に配慮しつつ、農業を担う者への農地の再分配を進めることができるよう必要な条件整備を実施し、地域と担い手が一体となって農地を利用していく体制の構築を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	56.5 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	36.4 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	20.1 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とし、住宅地周辺の農地および畑地は保全・管理を行う区域とする。なお、近隣者農地(近隣地区の地権者農地)は管理外とする。

- ・区域内の農用地：<地図1. 現状「農用地」> を参照
- ・農業上の利用が行われる農用地：<地図3. 農業利用区域> を参照

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
営農組合が窓口となり出し手の依頼を受け、認定農業者とのマッチングを行い、農地の集約化を図っていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
現時点では、農地中間管理機構の活用予定は無し。
(3)基盤整備事業への取組方針
現時点では、基盤整備事業の計画は無し。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
市やJAと連携し、栽培技術や農業用機械の導入を検討していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農作業の効率化を図るため、育苗、籾処理、防除等の作業は、JA小野営農生活センターを活用する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

⑧担い手の営農や農業を担う者の利用状況などを考慮し、出荷・調製施設など農業用施設の集約化を進める。